

## 袴田事件再審無罪判決を受けて

国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ

2024年9月26日、静岡地方裁判所は、58年前の1966年に発生したみそ製造会社の一家四人殺害放火事件（いわゆる「袴田事件」）で1980年に死刑が確定した元プロボクサーの袴田巖さん（88歳）に対し、再審無罪判決を出した。

判決は、袴田さんの自白は「肉体的・精神的な苦痛を与えて供述を強制する非人道的な取り調べによって作成された」もので任意性に疑いがあるとし、物証である衣類などは捜査機関によって捏造されたと判断した。

袴田さんは、事件直後に逮捕され、2014年の再審開始決定を受けて釈放されるまで48年もの間死刑囚として拘禁され、執行の恐怖と長期拘禁という筆舌に尽くしがたい人権侵害で人生を狂わされた。国家権力による重大な人権侵害である。しかも再審開始決定に対する検察官上訴の結果、既に10年が経過している。

この期に及んで、検察がさらに控訴し、不正義を長引かせることは到底許されない。袴田さんが生きていううちに一刻も早く、再審無罪を確定させ、国として正式に、袴田さんに対する人権侵害の償いと謝罪をすべきである。

検察・警察は、誤判の原因究明と検証を行い、自白偏重や証拠の捏造が二度と起きないように、徹底して制度改革すべきである。

ヒューマンライツ・ナウは、本判決に対して控訴を行わないよう検察に対し強く申し入れる。

こうした誤判による人権侵害の速やかな救済のため、検察官手持ち証拠の全面開示、及び、再審開始決定に対する上訴の禁止を含む再審法改正は急務である。

死刑が確定した事件の再審で無罪判決が言い渡されたのは、免田事件などを筆頭としてこれが戦後5件目であるが、袴田さんの冤罪は、日本の刑事手続の問題点、及び、問題のある刑事手続で人の生命まで奪う死刑制度の根本的な問題をあらためて提起するものである。

非人道的な取り調べによる自白の強要、さらには捜査機関による証拠の捏造まで行われたことは、公正な裁判を受ける権利（自由権規約14条）を明らかに侵害しており、そのような不公正な裁判による死刑は、人間の固有の権利（自由権規約6条）である生命権を侵害している。また、袴田さんが長期の拘禁による拘禁症状で精神に異常をきたしてしまっているように、死刑執行の恐怖におびえながらの長期拘禁もそれ自体が非人道的である。

自由権規約委員会や拷問禁止委員会は日本に対する総括所見において、死刑制度の見直しを繰り返し勧告している。袴田事件の教訓を機にこれら人権条約機関の勧告を真摯に受け止め、かつ死刑廃止の明確な潮流がみられる国際社会の趨勢を踏まえて、究極の残虐な刑罰である死刑廃止の議論を日本でも真剣に開始することが求められている。